

## 競争的資金の運営・管理体制について

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき、本学の競争的資金の取扱いに関して次のとおり定める。

### 1. 責任体系について

#### ①最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### ②統括管理責任者（法人事務局長）

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### 2. 情報伝達体制の確立について

①使用ルール等に関する相談受付窓口を総務課に設置する。

②通報（告発）受付窓口を事務長とする。

【通報（告発）窓口から、最高管理責任者までの情報の流れ】

通報（告発）窓口 → 実務担当部署への事実確認 → 研究者への事実確認

→ 最高管理責任者への報告